

第1回都区財政調整協議会 次第

- 1 日 時 令和4年12月2日（金） 午後6時15分～
- 2 場 所 東京区政会館 192会議室
- 3 議 題 令和5年度都区財政調整について
- 4 進行次第（司会：特別区長会事務局次長）
 - （1） 都側提案事項について 武田委員（東京都総務局行政部長）
 - （2） 区側提案事項について 橋本委員（特別区副区長会副会長）
 - （3） 協 議
 - （4） その他
- 5 配付資料
 - （1） 協議会委員名簿
 - （2） 都側提案事項
 - （3） 都側参考資料
 - （4） 区側提案事項

都 区 財 政 調 整 協 議 会 委 員

東 京 都 側	特 別 区 側
総務局総務部長 猪 口 太 一	特別区副区長会会長 荒川区副区長 佐 藤 安 夫
総務局行政部長 武 田 康 弘	特別区副区長会副会長 板橋区副区長 橋 本 正 彦
財務局主計部長 田 中 慎 一	特別区副区長会副会長 墨田区副区長 高 野 祐 次
	港区副区長 青 木 康 平
	北区副区長 内 田 隆
	目黒区副区長 荒 牧 広 志
	豊島区副区長 齊 藤 雅 人
	足立副区長 長 谷 川 勝 美
	特別区長会事務局長 入 澤 幸

令和5年度都区財政調整東京都提案事項の概要（都）

令和4年12月2日
第1回都区財政調整協議会

我が国の景気は、感染症対策と社会経済活動の回復の両立が進む中で、持ち直しの動きが続くことが期待されるものの、ウクライナ情勢の長期化や円安の進行等によるエネルギーや原材料価格の上昇、世界的な金融資本市場の変動や感染症の動向による経済の下振れリスクなど、今後の景気動向には、引き続き注視が必要である。

都と特別区の収入は、景気動向に左右されやすい法人関係の税収の影響を受けやすく、不安定な構造にあり、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都と特別区の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早めており、都と特別区が緊密に連携し、必要な対策を機を逸することなく的確に講じる必要がある。一方で、都と特別区の財政に対しては、引き続き国や他の自治体からの厳しい目が向けられていることも、都区双方で常に意識していかなければならない。

したがって、都区制度の根幹をなす都区財政調整制度については、既に算定している事項も含め、あらゆる観点から厳しく精査し、より一層の合理化を進めるなど、都区で自律的に算定を見直し、これまで以上に適切な運営を図っていかなければならない。

以上の基本的認識を踏まえ、東京都は下記のとおり提案を行う。

記

東京都は、令和5年度都区財政調整協議会において、各費目の算定内容の見直しについて7項目の提案を行う。

令和5年度都区財政調整東京都提案事項(都)

算定内容の見直し

【議会総務費】

項 目	提 案 の 内 容
出張所管理運営費の見直し	出張所の管理運営に係る経費について、算定を見直す。

【民生費】

項 目	提 案 の 内 容
各種援護事業費の見直し	肢体不自由児慰安会に係る経費と身体障害者協会、保護司会等福祉団体に対する助成事業に係る経費を統合した上で、算定を見直す。
待機児童保育事業費の廃止	待機児童保育事業費（家庭福祉員事業補助）について、算定を廃止する。
保育力強化事業費の廃止	保育力強化事業費について、算定を廃止する。

【衛生費】

項 目	提 案 の 内 容
衛生総務費（保健福祉サービス推進会議委員謝礼）の廃止	保健福祉サービス推進会議に係る経費について、算定を廃止する。

【教育費】

項 目	提 案 の 内 容
学校運営費（調理従事者ノロウイルス検査委託）の見直し	学校給食の調理従事者に対するノロウイルス検査に係る経費について、算定を見直す。
学校運営費（児童・生徒安全対策経費）の見直し	児童・生徒の安全対策に係る経費について、算定を見直す。

令和5年度都区財政調整協議について（都側参考資料）

○協議に当たっての前提

- ・令和2年1月28日に開催された都区協議会において、「令和2年度都区財政調整方針」（別紙）により合意した。
- ・今年度は、この方針を踏まえて、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から特例的な対応として増やした0.1%分も含め、改めて配分割合のあり方について協議を行うものである。
- ・区立児童相談所の実績が出ることは確認している。しかし今回の協議は、その実績をベースに配分割合を増やすための協議ではない。まず、配分割合のあり方についてゼロベースから議論を尽くしていくことがなすべきことである。
- ・この点について、都区で共通認識を持つことが、協議に当たっての前提である。

○配分割合に対する基本的な考え方

- ・財調財源の配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするというのが基本的な考え方である。
- ・また、配分割合は、「都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更があった場合」、「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なる場合」に変更すべきものである。
- ・大幅な役割分担の変更に伴い配分割合を変更した事例としては、都から全ての特別区に対して事務が一斉に移管された保健所事務、清掃事務がある。
- ・児童福祉法で特別区が任意に設置可能となった児童相談所について、現在、都と特別区の事務配分又は役割分担に大幅な変更が生じていると言えるのが論点である。
- ・あわせて、特別区の直近10年の財政状況から、財源に引き続き著しく過不足が生じているのかについても議論が必要である。

○児童相談所と財調財源に対する都の現状認識

(役割分担について)

- ・子どもの最善の利益、子どもの安全・安心をいかに確保していくかという点から、都区が児童相談行政を連携して進めていかななくてはならないことは言うまでもない。
- ・特別区には、区立児童相談所を設置する、都立児童相談所のサテライトオフィスと連携するなど、それぞれの区の状況に合わせた選択肢がある。都としては、特別区がいずれの選択をしても、その取組に協力しているところである。
- ・一方で、財調制度上の取扱いについては、前述のとおり役割分担や財源保障の観点から議論が必要である。
- ・児童福祉法上、児童相談所は都に設置が義務付けられており、特別区のエリアにおいても、多くの区で都がその役割を担っている。
- ・また、都は、特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定である。
- ・さらに、児童相談所設置市として、本来特別区が担う業務について、その一部を都が担う現状があるだけでなく、今後も継続して都に担ってもらいたいという特別区の要望もある。
- ・各区が児童相談行政を行うにあたり、多様な選択肢から各区の実情に合った方法で行うことはもっともである。特別区のエリアにおいて、都と区の連携が益々重要になっている。
- ・こうした状況から、「都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更」に該当するものではないと考える。

(財源保障について)

- ・財調交付金は、当年度の特別区の行政運営に関して、財源を保障する仕組みであり、財調財源の配分割合は、特別区の行政運営が適切に行えるよう、中期的に安定的なものとするというのが基本的な考え方である。
- ・令和4年度の財調財源では、区立児童相談所の運営経費である約88億円を含めた特別区の当年度の需要額に加えて、将来需要である公共施設改築工事費等を臨時算定している。
- ・従って、当年度に必要な需要は算定され、当年度の需要を割り落とすといったこととなるものではない。

- ・直近10年の特別区の財政状況を踏まえて、配分割合の変更がなければ特別区の需要算定に影響が出るのかという観点からも議論が必要である。

令和2年度 都区財政調整方針

令和2年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和2年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和2年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和4年12月2日

令和5年度都区財政調整区側提案事項

特別区は、首都直下地震への備え、超高齢社会への対応、子育て支援策や社会インフラ老朽化対策など、大都市特有の膨大な行政需要を抱えている。さらに、感染症への対応に加え、物価高騰に伴う各種対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

一方、日本経済においては、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されているものの、海外景気の下振れリスクや、為替変動による物価高騰等の影響に注意する必要がある、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、これまでの法人住民税の一部国税化やふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方的に奪われており、特別区の財政運営は、より厳しい状況にさらされている。

こうした状況を踏まえ、特別区では区間の相互理解・協力のもと主体的に協議を行い、現在の社会経済状況の中で特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、都区財政調整区側提案事項を吟味し取りまとめた。

調整税等の一定割合が特別区の固有財源であることを踏まえ、都においては、特別区の自主的、計画的な行財政運営を確保する観点から、特別区の調整結果を尊重し、区側提案に沿った整理が行われるよう協議に応じられたい。

1 都区間の財源配分に関する事項について

- (1) 特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管されることから、都と特別区の役割分担の大幅な変更該当するため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更すること。また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて、順次配分割合を変更すること。
- (2) 都区間の財源配分の課題と特別区相互間の財政調整の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること。

2 特別区相互間の財政調整について

投資的経費や保育所等の利用者負担の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること。

3 都区財政調整協議上の諸課題について

特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること。

令和5年度都区財政調整区側提案事項関係資料

(都区間の財源配分に関する項目)

事 項 名	区分	内 容 説 明
児童相談所関連経費	—	児童相談所関連経費の需要額に応じて、配分割合を変更

(基準財政需要額の調整項目)

【議会総務費 9項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
議会運営費（タブレット端末運用経費）	新規	区議会議員用タブレット端末運用に係る経費について、新規算定
企画調査費（区民意識意向調査経費）	新規	区民意識意向調査に係る経費について、新規算定
区立施設アスベスト関連事前調査費	新規	区立施設アスベスト関連事前調査に係る経費について、新規算定
法務管理費	充実	法務管理に係る経費について、実態に基づき算定充実
防災行政無線システム維持管理費	充実	防災行政無線システム維持管理費について、実態に基づき算定充実
安全安心まちづくり推進事業費（防犯パトロール委託経費）	充実	防犯パトロールに係る経費について、実態に基づき算定充実
地域コミュニティ活動支援費	充実	町会・自治会への助成等の地域コミュニティ活動支援費について、実態に基づき算定充実
公金取扱手数料（受託業務経費）	充実	公金取扱手数料で算定されている受託業務経費が改定されるため、実態に基づき算定充実
情報セキュリティクラウド運用経費	改善	自治体情報セキュリティクラウドの運用方法の変更に伴い、算定改善

【民生費 14項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
全国手話言語市区長会負担金	新規	全国手話言語市区長会負担金について、新規算定
重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業費	新規	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業に係る経費について、新規算定

【民生費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
心身障害者福祉手当支給費	新規	身体障害者手帳3級・愛の手帳4度・精神障害者保健福祉手帳1級を対象とした福祉手当に係る経費について、新規算定
養育費確保支援事業費	新規	養育費確保支援事業に係る経費について、新規算定
高校生等医療費助成事業費	新規	高校生等医療費助成に係る経費について、新規算定
区立保育所管理運営費（医療的ケア児支援）	新規	医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定
子ども医療費助成事業費	充実	乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業に係る経費について、実態に基づき算定充実
放課後児童クラブ事業費	充実	放課後児童クラブ事業の報酬について、実態に基づき算定充実
待機児童保育事業費	充実	家庭福祉員事業補助における処遇改善に係る経費について、実態に基づき算定充実
認証保育所運営費等事業費	充実	認証保育所運営費等事業における処遇改善に係る経費について、実態に基づき算定充実
利用者負担（保育所等）	充実	区立保育所等の利用者負担について、実態に基づき算定充実
私立保育所施設型給付費等	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実
【態容補正】私立認定こども園施設型給付費等	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実
【態容補正】児童相談所関連経費 ※一部衛生費を含む	改善	児童相談所関連経費について、実態に基づき算定改善

【衛生費 7項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
予防接種助成事業費（子ども向けインフルエンザ）	新規	子どもを対象としたインフルエンザ予防接種に係る経費について、新規算定
乳幼児健康診査費(3歳児視力屈折検査)	新規	乳幼児健康診査における3歳児を対象とした屈折検査に係る経費について、新規算定

【衛生費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
公衆喫煙所維持管理費	新規	公衆喫煙所の維持管理に係る経費について、新規算定
予防接種費(子宮頸がん)	充実	予防接種(子宮頸がん)に係る経費について、実態に基づき算定充実
予防接種費(インフルエンザ)	充実	高齢者を対象とした予防接種(インフルエンザ)に係る経費について、実態に基づき算定充実
予防接種費(ロタウイルス)	改善	予防接種(ロタウイルス)に係る経費について、実態に基づき算定改善
【単位費用】 【態容補正】 環境事業推進費 (路上喫煙等巡回指導委託)	改善	路上喫煙等巡回指導委託に係る経費について、実態に基づき算定を充実するとともに、昼間人口比率による態容補正を新たに適用

【清掃費 1項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
廃棄物処理手数料	改善	廃棄物処理手数料の手数料単価の改定を踏まえ、算定改善

【土木費 3項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
区営住宅維持管理費	充実	区営住宅の維持管理費について、実態に基づき算定充実
都市整備総務費 (緑化助成経費)	充実	生垣助成等の緑化助成に係る経費について、実態に基づき算定充実
街路灯維持補修費	改善	街路灯の光熱水費及び改築経費について、LED切替を踏まえ算定改善

【教育費 8項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【小学校費】 医療的ケア児支援経費	新規	医療的ケア児支援に係る経費について、新規算定
【小・中学校費】 学校法律相談事業費 (スクールロイヤー委託経費)	新規	学校法律相談事業に係る経費について、新規算定
私立幼稚園等保護者負担軽減事業費	新規	私立幼稚園等保護者負担軽減事業に係る経費について、新規算定

【教育費 つづき】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【小・中学校費】学校職員費 (区費非常勤栄養職員)	新規	区費で配置する栄養士に係る経費について、新規算定
放課後子ども教室推進事業費	充実	放課後子ども教室の運営に係る経費について、実態に基づき算定充実
【小・中学校費】学校運営費 (用務委託)	充実	学校用務の委託に係る経費について、実態に基づき算定充実
教職員健康管理費（産業医報酬）	充実	教職員の健康管理を行う産業医に係る経費について、実態に基づき算定充実
私立幼稚園施設型給付費	充実	公定価格の見直し(処遇改善等加算Ⅲ)に伴い、施設型給付費について、実態に基づき算定充実

【その他 5項目】

事 項 名	区分	内 容 説 明
【投資】投資的経費の見直し (建築工事)	改善	建築工事単価等の投資的経費について、実施実態に基づき算定改善
【投資】投資的経費に係る物騰率算出方法の見直し	改善	建築工事に係る物騰率算出方法について、各区予算単価の上昇率に変更し、算定改善
【経常・投資】物価高騰対策	改善	光熱水費等の経常的経費について、現下の物価高騰を踏まえ、算定改善 併せて、建築工事単価について、現下の物価高騰を踏まえ、算定改善
特別交付金	—	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%を基本に見直す
都市計画交付金	—	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう、抜本的に見直す